高所作業と墜落防止

始業前に読む文例です。墜落防止が必要になる高さ、フルハーネスと取付設備の点検、誰が使えるかをまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、作業の前に	高所作業がある日の始業前や、作業場所が変わったとき	フルハーネス、ランヤード、その作業のKYシート

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは墜落です。まず数字から始めます。高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険がある作業には、作業床、囲いや手すり、墜落制止用器具などの対策が必要です。

手すりのない中二階、ラインの上の作業台、保守用の通路。作業が2分で終わるかどうかは関係ありません。

よくある場面です。あとボルト1本で作業が終わるのに、フルハーネスは下に置いたまま。1分だけだからと、フックを掛けずに上がる。墜落は、その1分が終わるのを待ってくれません。

上がる前に、フルハーネスの縫い目、バックル、ランヤードを点検します。取付設備がこの作業のために決められたものか、作業の手順を確認したかも確かめます。フックは、できるだけ腰より高い位置に掛けます。傷んでいるものは使いません。

作業床を設けることが難しい場所でフルハーネスを使う作業には、特別教育が必要です。受けていなければ、上がりません。

下にも仕事があります。立入禁止の区画をつくり、上に工具を置きっぱなしにせず、作業している人の下を通らないことです。

最後に、状況が変わったとき、取付設備がないとき、何かおかしいと感じたときは、作業を止めて職長に知らせます。指差呼称で「フック掛けよし」。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第518条は、高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険がある作業では作業床を設け、それが困難なときは防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使わせるなどの措置をとるよう求めています。作業床の端や開口部には囲い、手すり、覆いなどを設けます（第519条）。
- 墜落制止用器具を使わせるときは安全に取り付ける設備を設け（第521条第1項）、器具と取付設備の異常の有無を随時点検します（同条第2項）。作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を使う作業には特別教育が必要です（第36条第41号）。

出典：労働安全衛生規則第36条、第518条、第519条、第521条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **墜落防止の対策が必要になるのは、どの高さからですか**
 *答えの例：*高さ2メートル以上の箇所で、墜落により危険を及ぼすおそれがあるときです。作業床を設け、それが難しいときは防網や墜落制止用器具などで対策します（安衛則第518条）。作業床の端や開口部には囲いや手すりを設けます（第519条）。

2. **フルハーネスを使う前に、何を点検しますか**
 *答えの例：*縫い目、ベルト、バックル、D環、ランヤードに傷みがないかです。事業者は、墜落制止用器具と取付設備の異常の有無を随時点検します（安衛則第521条第2項）。

3. **フルハーネスを使う作業に就けるのは誰ですか**
 *答えの例：*高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を使う作業には、特別教育が必要です（安衛則第36条第41号）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。